

# 第2期 松山市ひとり親家庭等自立促進計画(素案)概要版 (平成28年度⇒32年度)

## 第1章 計画の概要

### 計画策定の背景

- 国は、平成14年11月「母子及び寡婦福祉法」を改正し、その第12条に、都道府県や市等による「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定について規定されました。  
平成15年3月には、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を厚生労働省が公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項が示されました。  
平成26年10月には父子家庭への支援施策が拡大された「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が施行され、平成27年10月には、新たな「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が交付されました。この新たな基本方針は、これまでの総合的な自立支援施策の推進を引き継ぎつつ、特に母子家庭等の児童の生活の向上に取り組むこととしています。
- 松山市では、平成21年3月に「松山市母子家庭等自立促進計画」を策定し、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援、相談体制と情報提供の強化を柱とした母子家庭等の自立促進に向けて総合的な施策に取り組んできました。  
このたび、第1期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、平成27年度松山市ひとり親世帯実態調査を行い、国の新たな基本方針を踏まえて、「第2期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。

### 計画の位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき策定するもので、「松山市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

## 第2章 第1期計画の評価

### 事業の実施状況と評価

#### ○事業の実施状況

区 分	事業数	割合 (%)
計画策定時（H20年度）に比べ、新規追加、事業拡充した。	7	29
計画策定時（H20年度）のまま、事業を継続。利用者等が概ね横ばいであった。	12	50
計画策定時（H20年度）以降、事業が縮小・廃止された。利用者が大きく減少した。目標数値に到達しなかった。	5	21
合 計	24	100

#### ○評価

区 分	事業数	割合 (%)
成果や実績が上がっている。	7	29
概ね市民が満足できる成果や実績が認められる。	13	54
社会情勢から見ると、更なる取り組みが必要。	4	17
合 計	24	100

## 第3章 現状と課題

### 実態調査

#### ○実態調査

##### ① 調査対象

母子家庭 2,000 世帯と父子家庭 300 世帯（ともに児童扶養手当受給資格者及びひとり親家庭医療費助成対象者）の合計 2,300 件を無作為抽出しました。

##### ② 調査期間・方法

調査期間は、平成 27 年 8 月 1 日～8 月 31 日

調査基準日 平成 27 年 8 月 1 日

##### ③ 回収状況

(世帯)

	調査対象	有効回答数	回収率
母子家庭	2,000	799	40.0%
父子家庭	300	124	41.3%
合計	2,300	923	40.1%

### ひとり親家庭の課題

#### (1) 子育てと生活に関する課題

ひとり親家庭の末子の年齢は、未就学児を含む小学生以下が多く、親等の同居者がいない世帯が母子家庭で約 7 割、父子家庭で約 5 割となっており、家事や育児で協力を期待することが難しい世帯が多くなっています。日々の生活における家事の援助や保育、緊急時等にサポートできる施策が必要です。

また、子育てについては、教育・進学について悩みを持っている親が多く、子どもの最終学歴について大学までと考えている世帯が多いが、世帯の収入が少ないほどその割合は低くなっています。このように、子どもの未来が世帯の経済状況に大きく影響されることから、子どもたちが置かれている環境に関わらず、健全に成長するよう、子ども自身への支援が必要です。

## ひとり親家庭の課題

### (2) 就業に関する課題

本市のひとり親家庭の就業率は、母子家庭が88.0%、父子家庭が85.1%となっています。しかし、その就業形態をみると、母子家庭では「常用雇用者」が43.3%で、非正規雇用である「パート・アルバイト」「派遣社員」「その他」の合計が41.5%、父子家庭でも、11.6%の方が非正規雇用となっています。

ひとり親家庭の約3割が「収入がよくない」「労働時間が合わない」といった理由により、転職したいと考えています。

このように、ひとり親家庭の多くは就労しているものの、収入面や就業形態、雇用環境等が本人の生活状況とミスマッチとなっている世帯も多くあり、これからも個々の世帯状況を把握し、ワークライフバランスを視野に入れた就業支援施策等の充実が必要です。

### (3) 経済的状況に関する課題

ひとり親家庭の年間世帯総収入の平均を見ると、母子家庭は268万円、父子家庭は280万円となっています。また、平均就労収入は、母子家庭で184.9万円、父子家庭で232.0万円と低くなっています。

ひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療助成等の経済的支援を実施しているものの、厳しい状況となっており、今後もひとり親家庭が将来にわたり自立した生活が可能となる、経済的支援が必要です。

### (4) 養育費等に関する課題

離婚等によりひとり親家庭となっても、子どもに対する責任はその両親にあります。

養育費の取り決めをしている世帯は、母子家庭で45.5%、父子家庭で20.2%しかありません。取り決めをしていない理由としては「相手に支払う意思や能力がない」「取り決めの交渉がわずらわしい」「相手と関わりたくない」といったことが主な要因になっており、養育費の確保に消極的な傾向にあります。

また、面会交流の取り決めをしている世帯の割合は、母子家庭で25.9%、父子家庭で18.3%と非常に低くなっています。

養育費や面会交流は、ひとり親家庭の経済状況の安定や、子どもの健全な成長を促すために重要であり、今後これらの取り決めについての普及、啓発が必要です。

### (5) 相談・情報提供についての課題

ひとり親家庭で相談できる「相手がいる」と回答したのは、母子家庭は82.8%だったのに対し、父子家庭は63.6%と少なくなっています。

相談支援では、DVや児童虐待など個々によって課題も様々で、総合的に相談支援を行うことが必要です。

また、各種施策の認知度は母子家庭に比べ、父子家庭は低い状態です。各種施策の情報源として最も多かったのは、子育て支援課が配布する「ひとり親家庭のしおり」になっています。

各種制度の周知を図るには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、より分かりやすく、より身近で、より利用しやすい情報提供を行う必要があります。

## 第4章 計画

### 基本理念と施策の目標

#### ○ 基本理念

「ひとり親家庭等が自立し、笑顔で暮らせる環境づくり」

#### ○ 施策の基本的な目標

##### 1. 子育て、生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な保育や子育てサービスの提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

また、子どもの学習支援など、ひとり親家庭の子育てを社会全体で支えていく仕組みのあり方を研究していきます。

##### 2. 就業支援の充実

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、これから就職活動を始める人や、不安定な雇用、収入を解消するための転職やスキルアップを希望する人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

##### 3. 経済的支援の充実

ひとり親家庭になる経緯は様々であり、児童扶養手当、児童手当、ひとり親家庭医療費の助成や、母子父子寡婦福祉資金貸付などの制度の対象となる家庭が支援を受けられるように、積極的に情報提供を行い、適切な貸付・給付の実施に努めます。

##### 4. 養育費確保等の推進

ひとり親家庭の子どもが養育費の受給や適切な面会交流ができるよう、それぞれの取り決めの促進、養育費支払いの社会的気運の醸成、相談体制、情報提供の充実など、支援体制の整備を進めていきます。

##### 5. 相談体制と情報提供の強化

様々な悩みや課題を抱えるひとり親家庭等に対し、ニーズに合った情報の提供や支援を行うなど、きめ細かな対応ができる体制の構築に努めます。

また、提供する情報の内容を充実させ、「ひとり親家庭のしおり」をはじめ、ウェブサイトの活用など様々な手法により、身近で分かりやすく利用しやすい情報を提供するように努めます。

